〇提出者別タクソノミ作成ガイドライン 新旧対照表

次世代EDINETタクソノミ

4-3 ファイル名

4-3-1 スキーマファイルの命名規約

(略)

図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)

命名規約	値	桁数等	説明
jp	英字	固定値	独立監査人の報告書以外の場合に指定します。
(略)			
報告対象期間期末 日	数值	YYYY-MM-DD の形式	報告書の対象期間の期末日(年(西暦4桁)月(2桁)日(2桁)) ※半期報告書は、中間会計期間の末日を、四半期報告書は、四半期会計期間の末日をそれぞれ指定します。 ※有価証券届出書は、最近事業年度末日を指定します(例:最近事業年度の次の事業年度に係る四半期財務諸表又は中間財務諸表を記載している場合、最近事業年度末日を指定します。)。 ※第1期の計算期間期末日より前に有価証券届出書を提出する場合で、periodType属性の値が duration である要素を使用しているときは、第1期の計算期間期末日となる日付を指定します(「報告書提出日」より未来日でも問題ありません。)。periodType属性の値が duration でない要素を使用しているときは、「報告書提出日」を指定します。

次世代EDINETタクソノミ(案)第四版

4-3 ファイル名

4-3-1 スキーマファイルの命名規約

(略)

図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)

命名規約	値	桁数等		説明
јр	英字	固定値	独立監査人の報告書	書以外の場合に指定します。
(略)				
報告対象期間期末 日	数値	YYYY-MM-DD の形式	(2桁)) ※半期報告書は、中間 四半期会計期間の ※有価証券届出書は 最近事業年度の次の	り期末日(年(西暦4桁)月(2桁)日 開会計期間の末日を、四半期報告書は、 同日をそれぞれ指定します。 、最近事業年度末日を指定します(例: の事業年度に係る中間財務諸表を記載 事業年度末日を指定します。)。
			記載例	2012-03-31

6-2 名称リンクの定義

6-2-3 日本語名称と英語名称について

開示書類等提出者は、名称リンクの標準ラベル及び冗長ラベルに日本語名称及び英語名称を設定します。日本語名称及び英語名称として利用可能な文字は、次の図表のとおりです。 利用可能な文字として示すもの以外は利用できません。

図表 6-2-4 名称リンクで利用可能な文字

店	利田ベキ7 立ウ
値	利用できる文字
日本語名称	全角文字、 <u>半角英数(A-Z、a-z、0-9)、半角空白及び次に示す半角記号</u> [(始め角括弧) <u>" (ダブルクォーテーション)</u>] (終わり角括弧) <u>: (コロン)</u> ((始め丸括弧) <u>) (終わり丸括弧)</u>
英語名称※	半角英数(A-Z、a-z、0-9)、半角空白及び次に示す半角記号
X 8 6 17	(コンマ(カンマ)) " (ダブルクォーテーション) (ピリオド) : (コロン) (ハイフン) (アポストロフィ) (スラッシュ) (始め角括弧) (終わり角括弧) (始め丸括弧) (終わり丸括弧) (終わり丸括弧)

※「the(The)」「a(A)」「an(An)」の冠詞は、使用しないことを推奨。

7-1 詳細タグ付けの範囲及び方針

7-1-2 開示府令

(略)

● 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針

EDINET タクソノミのテキストブロックの粒度でタグ付けし、更に次の(1) から(4) までの項目に該当事項がある場合は、個々の数値をタグ付けします。

- (1)連結子会社の数
- (2) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数
- (3) 持分法を適用した非連結子会社の数
- (4) 持分法を適用した関連会社の数

次世代EDINETタクソノミ(案)第四版

6-2 名称リンクの定義

6-2-3 日本語名称と英語名称について

開示書類等提出者は、名称リンクの標準ラベル及び冗長ラベルに日本語名称及び英語名称 を設定します。日本語名称及び英語名称として利用可能な文字は、次の図表のとおりです。

図表 6-2-4 名称リンクで利用可能な文字

値	利用できる文字	利用できない文字
日本語名称	全角文字、 <u>半角英数及び半角記号</u>	<u>半角片仮名文字</u>
英語名称※	半角英数(A-Z、a-z、0-9)及び <u>半角記号(, (コンマ</u>	<u>全角文字</u>
	(カンマ)) . (ピリオド) -(ハイフン) '(アポストロ	
	フィ)[(始め角括弧)](終わり角括弧)/(スラッ	
	シュ)((始め丸括弧))(終わり丸括弧)空白)	

※「the(The)」「a(A)」「an(An)」の冠詞は、使用しないことを推奨。

7-1 詳細タグ付けの範囲及び方針

7-1-2 開示府令

(略)

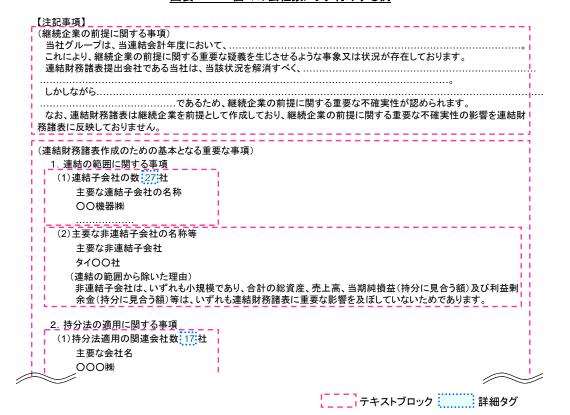
● 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針

EDINET タクソノミのテキストブロックの粒度でタグ付けします。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針で使用できる要素は、EDINET タクソノミの表示リンク拡張リンクロール「会計方針のその他の要素」にも定義されています。提出者別タクソノミにおいて当該要素を用いる場合は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、重要な会計方針等の表示リンク及び定義リンクの両方に設定する必要があります。

次世代EDINETタクソノミ(案)第四版

図表 7-1-4 個々の会社数にタグ付けする例



連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針で使用できる要素は、EDINET タクソノミの表示リンク拡張リンクロール「会計方針のその他の要素」にも定義されています。提出者別タクソノミにおいて当該要素を用いる場合は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、重要な会計方針等の表示リンク及び定義リンクの両方に設定する必要があります。

(略)

● セグメント情報等

詳細タグ付けします。

ただし、関連情報、差異調整に関する事項及び調整額に係る脚注については、それぞれテキストブロックでタグ付けし、表中又は文中の個々の金額は詳細タグ付けしません。

「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報の表示項目」は、財務諸表本表中の調整対象の勘定科目と同一の要素を<u>必ず</u>用います。<u>このとき、</u>表示科目とラベルとが不一致となることを認めます。

例えば、セグメント利益は「営業利益又は営業損失(Δ)」、「経常利益又は経常損失(Δ)」、「税引前当期純利益又は税引前当期純損失(Δ)」又は「当期純利益又は当期純損失(Δ)」を用います。また、セグメント資産は「資産」を、セグメント負債は「負債」をそれぞれ用います。

(略)

● セグメント情報等

詳細タグ付けします。

ただし、関連情報、差異調整に関する事項及び調整額に係る脚注については、それぞれテキストブロックでタグ付けし、表中又は文中の個々の金額は詳細タグ付けしません。

「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報の表示項目」は、財務諸表本表中の調整対象の勘定科目と同一の要素を用います。例えば、セグメント利益は「営業利益又は営業損失(Δ)」、「経常利益又は経常損失(Δ)」、「税引前当期純利益又は税引前当期純損失(Δ)」又は「当期純利益又は当期純損失(Δ)」を用います。また、セグメント資産は「資産」を、セグメント負債は「負債」をそれぞれ用います。

財務諸表本表中の調整対象の勘定科目と同一の要素を用いた場合に、表示科目とラベルとが不一致となることを認めます。

次世代EDINETタクソノミ	次世代EDINETタクソノミ(案)第四版
7-2 訂正報告時の提出ファイル	7-2 訂正報告時の提出ファイル
(略)	(
ファイルの再提出に関する注意点は、次のとおりです。	ファイルの再提出に関する注意点は、次のとおりです。
(注意点1) ファイル命名規約に従い、ファイル一式の各ファイル名の{提出回数}をインクリメント (1 ずつ増加) します。 (注意点2) ファイル一式の各ファイル名の{提出回数}が一致していることを確認します。 (注意点3) 訂正報告書の場合は、当該書類を提出した日がファイル名の報告書提出回数の後ろの報告書提出日になっていることを確認します。 (注意点4) 訂正対象書類の書類管理番号が入力されていることを確認します。 (注意点5) 「訂正の種類」について、記載事項を訂正する場合(添付書類のみの訂正及びXBRLを同時に訂正する場合を含む)は「記載事項訂正のフラグ」を「true」にします。記載事項に訂正がなく、XBRLのみを訂正する場合は「XBRL訂正のフラグ」を「true」にします。治面が同時に「true」にします。 ※両方が同時に「true」になることはありません。 (注意点6) 有価証券届出書の訂正時に、訂正前の有価証券届出書における最近事業年度の財務諸表を、次の事業年度の財務諸表に差し替える場合は、ファイル名の「報告書対象期間期末日」を差替え後の直近の事業年度末日に変更します。	(注意点1) ファイル命名規約に従い、ファイル一式の各ファイル名の{提出回数}をインクリメント(1 ずつ増加)します。 (注意点2) ファイル一式の各ファイル名の{提出回数}が一致していることを確認します。 (注意点3) 訂正報告書の場合は、当該書類を提出した日がファイル名の報告書提出回数の後ろの報告書提出日になっていることを確認します。 (注意点4) 訂正対象書類の書類管理番号が入力されていることを確認します。 (追加)
7-10 臨時報告書作成時の禁止事項 (内容は『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』を参照してください。)	(追加)
7-11 IFRS 適用初年度の第 1 四半期報告書の提出	(追加)
(内容は『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』を参照してください。)	

8-1 EDINET タクソノミ

8-1-3 開示府令

図表 8-1-3 バージョン、開示書類の種類、対象期間(開示府令)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
	有価証券報告書	平成25年12月31日以後に終了する事業年度に係る書 類
⅍₩Љ₽₽₩ET	四半期報告書 及び半期報告書	平成26年1月1日以後に開始する事業年度に属する四 半期会計期間又は中間会計期間に係る書類
次世代EDINET タクソノミ [2013-08-31]	有価証券届出書	平成25年12月31日以後に終了する事業年度を直近の 事業年度とする財務諸表等を掲げる書類(<u>※</u>)及び財 務諸表等を掲げない書類で平成26年1月1日以後提出 する書類
	発行登録書	平成26年1月1日以後提出する書類
	発行登録追補書類	平成26年1月1日以後提出する発行登録書に係る書類

※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の事業年度が平成25年12月31日以 後に終了するもの。

8-1-6 特定有価証券開示府令

図表 8-1-6 バージョン、開示書類の種類、対象期間(特定有価証券開示府令)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
	有価証券報告書	平成25年12月31日以後に終了する特定期間に係 る書類
	半期報告書	平成26年1月1日以後に開始する中間計算期間に 係る書類
次世代EDINET タクソノミ [2013-08-31]	有価証券届出書	平成25年12月31日以後に終了する計算期間を直 近の計算期間とする財務諸表を掲げる書類(<u>※)</u> 及 び財務諸表を掲げない書類で平成26年1月1日以 後提出する書類
	発行登録書	平成26年1月1日以後提出する書類
	発行登録追補書類	平成26年1月1日以後提出する発行登録書に係る 書類

※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の計算期間が平成25年12月31日以 後に終了するもの。

次世代EDINETタクソノミ(案)第四版

8-1 EDINET タクソノミ

8-1-3 開示府令

図表 8-1-3 バージョン、開示書類の種類、対象期間(開示府令)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
	有価証券報告書	平成25年12月31日以後に終了する事業年度に係る書 類
次### ₽FDINET	四半期報告書 及び半期報告書	平成26年1月1日以後に開始する事業年度に属する四 半期会計期間又は中間会計期間に係る書類
次世代EDINET タクソノミ [2013-08-31]	有価証券届出書	平成25年12月31日以後に終了する事業年度を直近の 事業年度とする財務諸表等を掲げる書類及び財務諸 表等を掲げない書類で平成26年1月1日以後提出する 書類
	発行登録書	平成26年1月1日以後提出する書類
	発行登録追補書類	平成26年1月1日以後提出する発行登録書に係る書類

(追加)

8-1-6 特定有価証券開示府令

図表 8-1-6 バージョン、開示書類の種類、対象期間(特定有価証券開示府令)

	バージョン	開示書類の種類	対象期間
		有価証券報告書	平成25年12月31日以後に終了する特定期間に係 る書類
		半期報告書	平成26年1月1日以後に開始する中間計算期間に 係る書類
	次世代EDINET タクソノミ [2013-08-31]	有価証券届出書	平成25年12月31日以後に終了する計算期間を直 近の計算期間とする財務諸表を掲げる書類及び財 務諸表を掲げない書類で平成26年1月1日以後提 出する書類
		発行登録書	平成26年1月1日以後提出する書類
		発行登録追補書類	平成26年1月1日以後提出する発行登録書に係る 書類

(追加)

8-1-15 内部統制府令 第一号様式 内部統制報告書

図表 8-1-15 バージョン、開示書類の種類、対象期間(内部統制府令 第一号様式 内部統制報告書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
次世代EDINET タクソノミ [2013-08-31]	内部統制報告書	平成25年12月31日以後に終了する事業年度に係 <u>る書類(</u> 早期適用可)

次世代EDINETタクソノミ(案)第四版

8-1-15 内部統制府令 第一号様式 内部統制報告書

図表 8-1-15 バージョン、開示書類の種類、対象期間(内部統制府令 第一号様式 内部統制報告書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
次世代EDINET タクソノミ	内部統制報告書	平成26年1月1日以後提出する書類(早期適用可)
[2013-08-31]	ר ז גוייטלויטרוי ב	